

## 大江町消防団協力事業所表示制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地域の消防防災力の一層の充実強化を図るため、大江町消防団に積極的に協力している事業所又はその他の団体に対して、消防団協力事業所としての認定及び消防団協力事業所表示証の交付について必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所又はその他団体（消防法令に違反している事業所又はその他の団体は除く。）をいう。
- (2) 消防団協力事業所 町長が消防団活動に協力している事業所等として認定し、消防団協力事業所表示証を交付した事業所等（以下「協力事業所」という。）をいう。
- (3) 消防団協力事業所表示証 前号に規定する協力事業所として認定された事業所等に交付する表示証（以下「表示証」という。）をいう。
- (4) 消防団長等 消防団長のほか、地域の団体の代表者などの消防団活動を支援するものをいう。

### (表示証の交付申請及び推薦)

- 第3条 協力事業所としての認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、大江町消防団協力事業所表示申請書（様式第1号）により町長に申請を行うものとする。
- 2 消防団長等は、協力事業所として認定し表示証を交付すべき事業所等がある場合は、大江町消防団協力事業所表示推薦書（様式第2号）により町長に推薦することができる。
  - 3 町長は、前項の規定による推薦書の提出があったときは、当該推薦事業所等に対して、消防団協力事業所への希望の有無を確認するものとする。

### (認定基準)

- 第4条 町長は、前条の審査に当たって、審査の対象となる者が次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、協力事業所の認定を行うものとする。
- (1) 大江町消防団員（以下「消防団員」という。）が2名以上勤務している事業所等
  - (2) 消防団員が1名以上勤務し、かつ、当該事業所等の就業規則等により消防団活動について積極的に配慮している事業所等
  - (3) 災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなどの協力を行っている事業所等
  - (4) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、町長が特に優良と認める事業所等

### (審査)

第5条 町長は、第3条の規定により申請又は推薦があったときは、協力事業所の認定及び表示証の交付について、前条に規定する認定基準により審査を行うものとする。

(表示証の交付)

第6条 町長は、審査の結果協力事業所の認定を行ったときは、当該事業所等に表示証(様式第3号)を交付するものとする。

2 協力事業所として認定した事業所等が他の市町村にある場合は、当該市町村と協議の上、他の市町村長と連名で表示証を交付することができる。

(表示証の表示)

第7条 協力事業所は、表示証を交付した市町村長名及び交付された年月等を付して表示証を表示することができる。

2 協力事業所が他の市町村にある場合は、前項の表示のほか当該事業所が所在する市町村等の名称も併せて付すことができる。

3 表示証は、次に掲げる場所等に表示するものとする。

(1) 表示証を交付された事業所等の見えやすい場所

(2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板又は電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行う映像その他の広告

4 表示できる表示証は、前条に掲げるもののほか、同様式の寸法を同率に拡大し、又は縮小したものとする。

(表示証交付整理簿の備付け)

第8条 表示証の交付に際して、町長は、大江町消防団協力事業所表示証交付整理簿(様式第4号)を備え付け、表示証の交付に関する事業所等の名称、住所及び有効期間等の必要な事項を記録するものとする。

(表示有効期間)

第9条 表示の有効期間は、原則として認定の日から2年を経過した日又は第11条の規定による認定の取り消しの日までとする。ただし、表示の有効期間内に協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証の交付を受けた場合の表示の有効期間は、当該表示証の交付を受けた日から2年を経過した日までとする。

2 表示証の表示の効力が失効した事業所等については、第7条に規定する表示を行うことができない。

(認定の更新)

第10条 町長は、認定の日から2年を経過する前に協力事項の現状及び表示の継続意思を確認した上で、認定を更新できるものとする。

(認定の取消し)

第11条 町長は、協力事業所が事業を廃止し、若しくは休止したとき、第5条に規定する認定基準を満たさないことが明らかとなったとき、偽りその他不正な手段により表示証の認定を受けたとき又は協力事業所として適当でないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。この場合において、町長は、当該事業所等に対し、当該認定を取り消す理由を大江町消防団協力事業所表示認定取消通知書(様式第5号)により通知するものとする。

2 前項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに表示証を町長へ返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

第12条 町長は、協力事業所の名称、大江町消防団への協力内容その他の事項について、広報紙等により公表するものとする。

(協力事業所の表彰)

第13条 町長は、貢献の顕著な協力事業所に対し感謝状を贈呈することができる。

(所掌)

第14条 この要綱に関する事務は、総務課において所掌する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。